

各障害福祉サービス等事業所
運営法人代表者様

大津市福祉指導監査課長

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算計画書等の提出について

平素は、本市の障害福祉施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和8年度（令和8年4月サービス提供分から令和9年3月サービス提供分）において、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を算定される場合は、令和8年度計画書を提出願います。

なお、令和8年度報酬改定により、令和8年6月サービス提供分以降処遇改善加算が拡充されることに伴い、令和8年4月、5月サービス提供分と、令和8年6月サービス提供分から令和9年3月提供分に係る2種類の計画書を提出していただく必要があります。

また、これまで処遇改善加算の対象外とされていた相談支援系サービス（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援）については、本年6月サービス提供分以降新たに処遇改善加算が新設されますので、当該加算を算定される場合は計画書を提出してください。

計画書の作成に当たっては、別添「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」（令和8年3月31日付け障障発第0331第1号、こ支障第78号）を御確認ください。

記

1 令和8年度処遇改善加算拡充の概要

別紙「処遇改善加算の拡充」のとおり

※「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について（令和8年2月18日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）」資料抜粋

2 提出書類

(1) 処遇改善計画書

事業者の区分	提出書類
① 令和8年4月以降	別紙様式2-1 処遇改善加算 総括表 別紙様式2-2 処遇改善加算 個表（4、5月） 別紙様式2-3 処遇改善加算 個表（6月以降）
② 令和8年6月サービス提供分以降新たに加算算定する事業者及び相談支援系サービス事業者	別紙様式2-1 処遇改善加算 総括表 別紙様式2-3 処遇改善加算 個表（6月以降） ※別紙様式2-2は空欄で提出してください。

（裏面に続きます）

(2) 体制等に関する届出書

処遇改善加算を新規に算定または区分を変更する場合は、上記2(1)「処遇改善計画書」に併せて「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」又は「障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書」(以下「体制届」という。)を提出してください。

なお、令和8年4月、5月サービス提供分において「区分Ⅰ(又はⅡ)」で算定し、令和8年6月以降は令和8年度特例要件を満たし「区分Ⅰ(又はⅡ)ロ」で算定する場合は、体制届の提出が必要です(「区分Ⅰ(又はⅡ)」から「区分Ⅰ(又はⅡ)イ」となる場合は、提出は不要です。)。

3 提出期限

事業者の区分	処遇改善計画書提出期限	体制届提出期限
① 相談支援系サービス以外の事業者	令和8年4月15日(水)	同左
② 相談支援系サービス事業者以外の事業者で、6月サービス提供分以降新たに加算を算定する事業者	当該年度において初めて加算を算定する前々月の末日まで (例:6月から加算を算定する場合は、4月30日まで)	当該年度において初めて加算を算定する前月の15日まで (例:6月から加算を算定する場合は、5月15日まで)
③ 相談支援系サービス事業者	令和8年6月15日(月)	同左

4 提出方法

郵送

5 留意事項

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書については、賃金改善実施期間中に賃金改善額が加算による受領額を上回らない場合、全額返還していただくことがありますので、十分御検討の上、計画書を提出してください。
- ・根拠資料については、「要件を満たすことの確認・証明」の各項目にチェックいただくことで保管されていることの確認に代えますので原則提出は不要です。
- ・計画書の作成にあたり不明点や問い合わせがある場合は、まずは厚生労働省設置の相談窓口へご連絡ください。

■福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0230 受付時間：9時00分から18時00分(土日含む)

大津市健康福祉部福祉指導監査課

障害事業所グループ

TEL：077-528-2912 FAX：077-523-1330

e-mail：otsu1439@city.otsu.lg.jp